

契約書

重要事項説明書

合同会社という

訪問看護ステーション ファミリン

契約書

様（以下、利用者という）と、合同会社というが運営する訪問看護ステーション ファミリン（以下、事業者という）は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の各関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又利用者の生活機能の維持・向上を目指すことを目的としたサービスを提供します。

第2条（契約期間）

契約期間は令和 年 月 日から、介護保険の場合は利用者の要介護・要支援認定の有効期間満了日まで、医療保険の場合はサービスの必要性が無いと主治医の判断又は利用者の終了意思表示がされるまでとします。

2 契約期間満了日 10 日前までに利用者から契約解約の申し出がない場合、本契約と同一内容で自動更新されるものとし、その後も準じ更新されるものとします。また、介護保険対象者で契約満了日以前に要介護状態区分の変更申請により認定を受ける場合には、変更認定後の有効期間満了日までとします。

3 利用者から更新拒絶の意思がなされた場合は、事業者は他業者に情報を提供するなど必要な措置をとります。

第3条（運用規定の概要）

運用規定の概要（重要事項説明書）は、本契約末尾の記載のとおりです。

第4条（訪問看護計画の作成・変更）

事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治医の指示のもと利用者の心身の状況を踏まえ、療養上の目標又は目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に対し説明同意を得ます。

2 事業者は、利用者の状態変化に伴い、訪問看護計画書の内容を変更した場合においても前項と同様利用者又はその家族の同意を得ます。

3 適切な訪問看護計画書作成の為に、主治医及び利用者の関わるケアマネジャー、相談支援員と密接な連絡を図ります。

第5条（主治医との関係）

事業者は、主治医の訪問看護指示書のもとサービス提供を開始できます。2 事業者は、主治医に訪問看護計画書、報告書を提出し、密接な連携を図ります。

第6条（解約権）

利用者又は事業者は、相手方に対し、いつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合は7日間の予告期間をもって届出るものとし、予告期間満了日に本契約は解除されます。

第7条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合、直ちに本契約を解除できます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- ② 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が利用者の身体、財産、名誉等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められたとき

第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者又は利用者家族が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったとき、及び、事業者、職員等の身体、財産、名誉等を傷つける又は不信行為を行ったときは、本契約を直ちに解除できます。

2 事業所は、第6条又は前項により、本契約を解除する場合は前もって、主治医又は利用者のケアプランを作成したケアマネジャーまたは相談支援員、利用者が居住する市町村と協議し必要な措置をとります。

第9条（利用料の滞納）

利用者又は利用者家族が、事業者に支払うべき利用料自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合は、利用者に対し1ヵ月以上の期間を定めて、その期間内に支払がないときは文章をもって本契約を解除する旨催告することができる。

2 催告したときは、利用者にかかわる各関係事業所と利用者の日常生活維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護又は医療保険以外の公的サービスの利用について協議を行う。

第10条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合、本契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者が第 6 条、第 7 条に基づき解約権、解除権の意思表示がなされたとき
- ③ 事業者が第 8 条に基づき解除権の意思表示がなされたとき、又は第 9 条による利用料の滞納があったとき
- ④ 利用者が介護保険施設や医療保険施設へ入所、入院したとき
- ⑤ 利用者の要介護状態の区分が自立とされた場合

第 11 条（損害賠償）

事業者は利用者に対するサービス提供に当たって、事故が発生し利用者又は利用者家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、速やかに利用者に対し損害賠償をします。但し、事業者が故意、過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 利用者又は利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 12 条（秘密保持）

事業者及びその職員は、正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供に当たって知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者はその職員が退職後も、在職中知りえた利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとります。
- 3 事業者は利用者の個人情報を用いる場合は同意書を得ない限り、それらの個人情報を医療機関、薬局、サービス担当者会議等に用いません。

第 13 条（苦情処理）

利用者又は利用者家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は前項のとおり苦情の申し立てがあった場合は、迅速・適切に処しサービスの向上・改善に努めます。
- 3 事業者は苦情申し立てを行った利用者、又は利用家族に対して不利益な扱いは致しません。

第 14 条（緊急時の対応）

職員はサービス提供中において、利用者に病状の急変が生じた場合には、状況に応じて応急手当を行い、すみやかに主治医に連絡し支持を求める等の措置を講じます。又ご家族、ケアマネジャー等に連絡いたします。

第 15 条（サービス内容等の記録・保存提供）

事業者は、サービスの内容・利用料等の必要事項を所定の書面に記します。

- 2 事業者は、サービスに係わる記録を整備し、利用開始日から 5 年間保管します。
- 3 利用者又は利用家族は、その利用者の係わる前項の記録について閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、事業者の業務に支障がないよう配慮します。

第 16 条（訪問看護師の担当制について）

事業者は、利用者の状態を継続的に把握し、主治医、ケアマネジャー、他関係職種との連携を適切かつ円滑に行うため、又サービス提供の責任者として担当看護師を定めます。

- 2 前項の担当看護師は、利用者への迅速な対応のため、複数名になる場合があります。
- 3 利用者は、正当な理由がある場合、事業者に対し担当看護師の変更を申し出ることができますが、事業者の状況により対応しかねる場合があります。

第 17 条（利用料及び費用）

事業者が提供するサービス内容の利用料・その他の費用については別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 事業者は、サービス提供に当たって、別紙重要事項説明書に記載されているサービス内容の利用料の額、その他費用（駐車料・衛生材料等）を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に記載されている利用料を月毎に計算した金額を支払います。又その他費用が発生した場合にも同様に支払います。

第 18 条（利用者の代理人）

利用者は代理人を選任して、本契約を締結でき、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人が必要である場合は事業者成年後見人制度・地域福祉権利擁護事業の内容を説明します。

第 19 条（訴訟について合意・管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟が生じた場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

24 時間対応体制加算の算定について

当社は、24 時間対応体制をとっております。
対象の利用者様にはその旨をご説明いたします。

私は、本書面により事業者から訪問看護についての契約内容の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

(住 所)

(氏 名)

代理人

(選任した場合)

(住 所)

(氏 名)

事業者 (所在地) 熊本市東区健軍 3 丁目 4 8 - 1 5 2 F

(事業者) 合同会社という

訪問看護ステーション ファミリン

(代表者) 山本 智恵子

重要事項説明書

1, 事業者（法人）の概要

事業者	合同会社 という
代表者名	山本 智恵子
所在地 連絡先	熊本市東区健軍3丁目48-15 096-368-1600

2, 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ファミリン
管理者氏名	深田 里佳
事業所番号	4360192332
所在地（事業所） 連絡先	熊本市東区健軍3丁目48-15 2階 096-288-7322

（2）事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	看護師	1名		管理及び訪問看護
看護職	看護師 准看護師	2名	1名	訪問看護業務
リハビリ職	理学療法士 作業療法士		1名	訪問リハビリ業務

（1）事業の実施地域

通常の事業実施地域は熊本市、益城町とします。

ただし、通常の実施地域外でもサービス提供を行う場合があります。

（2）営業日及び営業時間、サービス提供時間（年末年始 12/31～1/3 を除く）

営業日	営業時間	サービス提供日	サービス提供時間
月～金	8：30～17：30	月～日	0：00～23：59

* 医師の指示、又は急変等が生じた場合には、訪問看護を行う場合があります。

3. サービス内容

看護：健康管理・相談、服薬管理、栄養管理、入浴介助・清拭、排泄介助
経・留置カテーテル管理、在宅酸素管理・指導 等

リハビリテーション：リラクゼーション、歩行トレーニング、筋力トレーニング
日常生活指導、屋外活動支援 等

＊理学療法士等による訪問看護について

その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けとなります。訪問看護サービス利用開始時の 初回訪問は看護職員が行うことを原則とし、概ね1ヶ月に1回程度は利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。

4. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の提供サービスに対して、相談や苦情がある場合には、次の窓口までご連絡下さい。

①事業所のお客様の相談・苦情窓口

担当者： 山本 智恵子 電話番号：096-288-7322

受付日：月～金までの営業日及び営業時間内 ＊12／30～1／3 は除く

②その他 当事業所以外に、お住まいの地町村福祉課介護係及び熊本県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に連絡することができます。

熊本市高齢者支援課 電話番号：096-383-1111

熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス窓口 電話番号：096-214-1101

5. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化又は事故が発生した場合は、必要に応じて応急手当を行い、主治医の指示に従い速やかに必要な措置を講じます。

医療機関：_____

主治医：_____

連絡先：_____

居宅介護事業所または相談支援事業所：_____

担当者：_____

連絡先：_____

利用者家族及びキーパーソン①：_____（続柄）

連絡先：_____

利用者家族及びキーパーソン②：_____（続柄）

連絡先：_____

6. 損害賠償保険の加入状況

当事業所は次の損害賠償保険会社に参加しており、賠償すべき事故の場合は、加入保険会社と連携します。

損害賠償保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

7. 利用料及び費用

①医療保険対象利用者 訪問看護基本療養費・管理療養費（1日あたり）

		職種	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	看護師	555円	1,110円	1,665円
		理学等	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	看護師	655円	1,310円	1,965円
		理学等	555円	1,110円	1,655円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日まで	看護師	278円	556円	834円
		理学等	278円	556円	834円
	週4日以降	看護師	328円	656円	984円
		理学等	278円	556円	834円

訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※外泊時（入院中）における訪問	1日につき	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日	744 円	1,488 円	2,232 円
	2日目以降	300 円	600 円	900 円

加算

		1 割	2 割	3 割
複数回訪問看護加算	2 回/日訪問	450 円	900 円	1,350 円
	3 回/日以上訪問	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	1 日あたり	265 円	530 円	795 円
長時間訪問看護加算	1 日/週	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	看護師 2 人	450 円	900 円	1,350 円
退院時共同指導加算	初日の訪問日	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	退院日翌日以降の訪問日	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	1 回あたり（月 1 回）	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1 回あたり（月 2 回）	200 円	400 円	600 円
24 時間対応体制加算	1 月あたり	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算	I（月 1 回）	500 円	1,000 円	1,500 円
	II（月 1 回）	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間訪問看護加算	6～8 時、18～22 時 1 回あたり	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22～6 時 1 回あたり	420 円	840 円	1,260 円
訪問看護情報提供療養費 I	月 1 回	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 I	死亡月 1 回	2,500 円	5,000 円	7,500 円
エンゼルケア		20,000 円（税込み）		
衛生材料費		実費		
営業日以外の訪問	1 回あたり	所定金額 + 5,000 円（税込）		

精神科訪問看護基本療養費・管理療養費（１日あたり）

			職種	利用者負担料金		
				1 割	2 割	3 割
精神科 訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日ま	30 分以上	看護師	555 円	1,110 円	1,665 円
		30 分未満		425 円	850 円	1,275 円
	週 4 日以	30 分以上		655 円	1,310 円	1,965 円
		30 分未満		510 円	1,020 円	1,530 円
精神科 訪問看護基本療養費Ⅲ ※同一建物居住者 3 人以上	週 3 日ま	30 分以上		430 円	860 円	1,290 円
		30 分未満		330 円	660 円	990 円
	週 4 日以	30 分以上		530 円	1,060 円	1,590 円
		30 分未満		406 円	812 円	1,218 円
精神科 訪問看護基本療養費Ⅳ ※外泊時（入院時）における訪問	入院中に 1 回			850 円	1,700 円	2,550 円
	別表 7.8 の場合 2 回					
訪問看護管理療養費	月の初日			740 円	1,480 円	2,220 円
	2 日目以降			300 円	600 円	900 円

加算

		1 割	2 割	3 割
複数回訪問看護加算	2 回/日訪問	450 円	900 円	1,350 円
	3 回/日以上訪問	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護加算	1 日あたり	265 円	530 円	795 円
長時間訪問看護加算	1 日/週	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	看護師 2 人	450 円	900 円	1,350 円
退院時共同指導加算	初日の訪問日	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	退院日翌日以降の訪問日	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	1 回あたり（月 1 回）	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1 回あたり（月 2 回）	200 円	400 円	600 円
24 時間対応体制加算	1 月あたり	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算	I（月 1 回）	500 円	1,000 円	1,500 円
	II（月 1 回）	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間訪問看護加算	1 回あたり	210 円	420 円	630 円

6～8 時、18～22 時				
深夜訪問看護加算 22～6 時	1 回あたり	420 円	840 円	1,260 円
訪問看護情報提供療養費 I	月 1 回	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 I	死亡月 1 回	2,500 円	5,000 円	7,500 円
エンゼルケア		20,000 円（税込み）		
衛生材料費		実費		
営業日以外の訪問	1 回あたり	所定金額+5,000 円（税込）		

②介護保険対象利用者

介護予防訪問看護

		利用者負担料金		
		1 割	2 割	3 割
看護師	30 分未満	450 円	900 円	1,350 円
	30 分以上～60 分未満	720 円	1,584 円	2,376 円
	60 分以上～90 分未満	1,087 円	2,174 円	3,261 円
理学療法士	20 分	283 円	566 円	849 円
	40 分	566 円	1,132 円	1,698 円

訪問看護

		利用者負担料金		
		1 割	2 割	3 割
看護師	30 分未満	470 円	940 円	1,410 円
	30 分以上～60 分未満	821 円	1,642 円	2,463 円
	60 分以上～90 分未満	1,125 円	2,250 円	3,375 円
理学療法士	20 分	293 円	586 円	879 円
	40 分	586 円	1,172 円	1,758 円
	60 分	791 円	1,582 円	2,373 円

加算

支給限度額枠内

		1 割	2 割	3 割
夜間早朝加算	6～8時、18～22時 1月2回目以降	所定単位数の25%		
深夜加算	22時～6時 1月2回目以降	所定単位数の50%		
複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254円	508円	762円
	30分以上	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算		300円	600円	900円
初回加算	初回の訪問月	300円	600円	900円
退院時共同指導加算		600円	1,200円	1,800円

支給限度額枠外

		1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算	1月あたり	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算	Ⅰ（月1回）	500円	1,000円	1,500円
	Ⅱ（月1回）	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月1回	2,000円	4,000円	6,000円
エンゼルケア		20,000円（税込）		
衛生材料費		実費		
営業日以外の訪問	1回あたり	所定金額に+5,000円（税込）		

※理学療法士等の訪問は、週の合計時間が120分以内

※介護保険対象者のサービス提供に当たる訪問看護師が准看護師であった場合には、
上記の訪問看護療養費または利用料金は1割減

※区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の利用料の介護報酬
の告示上の額10割を請求

8. キャンセル

予定されている訪問をキャンセルされる場合、必ず事前にご連絡ください。

事前にご連絡なく、当日職員が訪問し、不在だった場合、自己負担額と同額をキャンセル料として請求させていただきます。

9. 保険給付対象外サービス

区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合、保険給付外サービスとして当事業所で設定した金額でサービスを理由することができます。

時間	料金（税込）
30 分/回	4,200 円
45 分/回	6,300 円
60 分/回	8,400 円

夜間早朝加算	6～8 時、18～22 時	所定金額の 25%
深夜加算	22～6 時	所定金額の 50%
営業日以外の訪問	1 回あたり	所定金額に +5,000 円

10. 交通費

事業所から片道 15 k m 未満は交通費をいただきません。それを超える場合、片道 15 k m を超えた所から、片道 1 k m あたり 30 円の交通費をいただきます。また、有料道路や公共交通機関を使用した場合はその要した実費をいただきます。

11. 駐車場

サービス提供に当たり、職員は車にて訪問させていただき、その際に、ご自宅や施設の駐車場に駐車をさせていただきます。

駐車場がない場合、近隣のコインパーキングを使用するためその際は当事業所で設定した駐車料金をいただきます。

時間	料金（税込）
60 分までのサービス/回	100 円/回
120 分までのサービス/回	200 円/回
180 分までのサービス/回	300 円/回

12. その他の費用

サービス提供にあたり、必要な居宅の水道、ガス、電気、電話料金及び処置やサービスに必要な衛生材料等の費用は利用者様ご負担となります。

13. 利用料等のお支払い方法

訪問看護利用料、衛生材料費、駐車料金等は、毎月月末締め、翌月指定日にお支払いいただき、支払方法は原則、ご利用者様指定の金融機関口座から口座振替をさせていただきます。なお、お支払い後、後日、領収書を発行させていただきます。

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____
(選任した場合)

氏名 _____

事業者 所在地 熊本市東区健軍3丁目45-18
 事業者 合同会社 といろ
 訪問看護ステーション ファミリン
 代表者 山本 智恵子

管理者 深田 里佳

説明者 _____

個人情報取扱についての同意書

1. 訪問看護ステーション ファミリン（以下、当事業所）は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者様の個人情報を厳重に保存・管理いたします。また、その役員及び職員は、知り得た個人情報に関しては、在職中ならびに退職後も口外しないことを遵守します。（保存の方法、保存期間等は適用される法律ごとに異なります。）
2. 個人情報とはサービス提供を行うために、利用者様及びご家族様の最低限必要な個人の情報をいいます。
3. 当事業所は、訪問看護の申し込みやサービス提供を通じて収集した個人情報は、次の場合に限り利用させていただきます。

個人情報の利用目的

1. 医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、居宅サービス事業所とのケア会議等による照会・調整・連携
2. 市町村窓口への相談、届け出による情報伝達
3. 国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金等への請求に係る情報提供

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

（選任した場合）

氏名

訪問看護ステーション ファミリン 管理者殿